

令和7年度 第13回かながわ感動介護大賞 感動介護エピソード募集要項

1 趣旨

この要項は、介護現場における介護の仕事の素晴らしさを多くの人に伝え、介護の魅力を発信する「かながわ感動介護大賞」における感動介護エピソードの募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集内容

- (1) 介護を必要とする人や家族が、神奈川県内の事業所等による介護サービス等において、介護従事者から受けた介護にまつわる感動的なエピソードや、身近な場面で見聞きした介護にまつわる感動的なエピソード（以下「エピソード」）を、おおむね600字以内にまとめたもの。
（短文・詩等でも可とする。）
- (2) 記載内容は、未発表であり日本語で書かれたもので、実際の出来事に基づいたもの。
- (3) エピソードの対象となった介護従事者が、応募実施時点においても、引き続き介護サービス等に従事しているもの。
- (4) 特定の介護保険施設・事業所等（以下「事業所等」という。）の広報活動を目的としないもの。
- (5) 営利企業の名称を作品中に含めないもの。

3 応募資格

- (1) 神奈川県内にある事業所等から介護サービス（地域の支え合い活動も含む。）を受けている人とその家族の方。
- (2) 神奈川県内にある事業所等で介護サービス（地域の支え合い活動も含む。）を行っている職員の方。
- (3) その他、神奈川県内にある事業所等の介護サービス（地域の支え合い活動も含む。）による、介護にまつわる感動的な場面を直接見聞きした方。

4 応募方法

次のいずれかにより、令和7年7月31日（木）（締切日）までに応募する。なお、締切日以降に応募があった場合は、次年度選考の対象とする。

- (1) 所定の応募用紙又は任意の用紙に、本要項「2 募集内容」の内容、その他必要事項を記載し、郵送で神奈川県高齢福祉課に提出する。
- (2) 神奈川県ホームページの感動介護大賞受付用お問い合わせフォームに、本要項「2 募集内容」の内容、その他必要事項を記載し、送信する。

5 応募作品の取り扱い

- (1) 応募作品の編集・著作権を含む著作権のすべては、神奈川県に帰属し、応募作品は返却しない。
- (2) 応募作品は、神奈川県ホームページやソーシャルメディアに掲載するなど、神奈川県の高齢福祉行政に関する事業に使用することがあり、応募者は応募の時点で作品の公表について同意したものとみなす。
- (3) 応募者が事業所等の職員で、選考過程において、応募作品が受賞候補となった場合には、別途指定する様式により、介護を受けた本人又は家族に、公表する旨の承諾を得て、指定する期日までに提出することとする。
ただし、介護を受けた本人が死亡しており、家族の所在も分からない場合は不要とする。
- (4) 受賞作品のエピソードの対象となった事業所等について、選考基準を満たした場合は、応募者と共に表彰する。（ただし選考時に廃止されている場合は除く）
- (5) 応募者が複数の作品に応募した場合は、選考過程において最上位となった1作品のみを受賞

又は佳作の対象とする。

6 個人情報の取り扱い

- (1) 募集した個人情報は神奈川県個人情報保護条例に基づき慎重に取り扱い、「かながわ感動介護大賞」の募集、表彰、その他関連する事務にのみ使用する。
- (2) 応募者及びサービスを提供した事業所等の職員の氏名については、本人に確認をとったうえで神奈川県ホームページ、作品集等に掲載する。